

京都市国際交流会館における利用料金の上限額の改定内容

次のとおり、利用料金の上限額を改定する。(施行期日：令和5年4月1日)

区分		利 用 料 金					
		改 正 前			改 正 後		
		午 前	午 后	夜 間	午 前	午 后	夜 間
イベントホール	日曜日、土曜日及び休日	円 23, 360	円 34, 040	円 30, 480	円 30, 360	円 44, 250	円 36, 570
	その他の日	19, 480	28, 280	25, 450	25, 320	36, 760	30, 540
特別会議室	日曜日、土曜日及び休日	21, 790	31, 950	30, 480	28, 320	41, 530	36, 570
	その他の日	18, 120	26, 600	25, 030	23, 550	34, 580	30, 030
会議室	日曜日、土曜日及び休日	4, 400	6, 280	6, 180	5, 720	8, 160	7, 410
	その他の日	3, 660	5, 130	5, 020	4, 750	6, 660	6, 020
第3会議室及び第4会議室	日曜日、土曜日及び休日	3, 660	5, 020	4, 920	4, 750	6, 520	5, 900
	その他の日	3, 030	4, 400	4, 190	3, 930	5, 720	5, 020
研修室	日曜日、土曜日及び休日	8, 690	12, 250	11, 940	11, 290	15, 920	14, 320
	その他の日	7, 330	10, 370	10, 050	9, 520	13, 480	12, 060
別館	日曜日、土曜日及び休日	12, 150	17, 070	16, 020	15, 790	22, 190	19, 220
	その他の日	10, 160	14, 140	13, 400	13, 200	18, 380	16, 080
駐車場		1時間以内につき 410			1時間以内につき 500		
		1時間を超えるときは、超える時間30分までごとに100円を加えた額			1時間を超えるときは、超える時間30分までごとに200円を加えた額		

備考 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、
「夜間」とは午後6時から午後9時までをいう。